

三輪以上の平成29年度軽自動車税の税額が変わります

三輪以上の軽自動車税の税額（年額）が以下のように変わります。なお、軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

■三輪以上の軽自動車

車両の種類		税額（年額）		
		(※1)	(※2)	平成28年度から(※3)
四輪以上	乗用（営業用）	5,500円	6,900円	8,200円
	乗用（自家用）	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物（営業用）	3,000円	3,800円	4,500円
	貨物（自家用）	4,000円	5,000円	6,000円
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円

(※2)平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受ける車両に適用され、その指定を受けた月（自動車検査証の「初度検査年月」）から13年経過するまで適用されます。

(※3)環境負荷の大きい車両について、初度検査年月から13年経過した翌年度から適用されます。平成29年度に対象となる車両は、初度検査年月が平成16年3月以前の車両になります。

(※2)および(※3)以外の車両は(※1)の税額となります。



！ 燃費性能に応じたグリーン化特例（平成29年度のみ）

平成28年度中に初めて車両番号の指定を受けた下記の対象車両は、平成29年度のみグリーン化特例（軽課税率）が適用されます。

車両の種類		税額（年額）		
		電気自動車および天然ガス自動車 (※1)	ガソリン車・ハイブリッド車	
			(※2)	(※3)
四輪以上	乗用（営業用）	1,800円	3,500円	5,200円
	乗用（自家用）	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物（営業用）	1,000円	1,900円	2,900円
	貨物（自家用）	1,300円	2,500円	3,800円
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円

(※1)天然ガス自動車＝平成21年天然ガス車基準に適合し、窒素酸化物の値が10％低減した車両

(※2)乗用＝平成32年度燃費基準+20％達成車

貨物＝平成27年度燃費基準+35％達成車

(※3)乗用＝平成32年度燃費基準達成車

貨物＝平成27年度燃費基準+15％達成車

(※2)および(※3)は、いずれも平成17年排出ガス基準75％低減達成車（★★★★）に限ります。



問 税務課（内線183）